平成２３年（フ）第１０５１２号
東京都板橋区成増５丁目15―13―403
債務者　末吉　陽子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７０号
神奈川県大和市下鶴間2773番地１
債務者　藤森　宗則
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６７１号
神奈川県大和市下鶴間2773番地１
債務者　藤森　昇一
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７５５号
横浜市南区六ツ川２丁目32番地　イマーブル51―204号
債務者　井上　和也
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８９２号
神奈川県藤沢市下土棚540番地　正木マンション101号室
債務者　板原　康子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3407番地１コーポ戸狩Ｂ―201、借入時の住所新潟県新潟市中央区鳥屋野417―34　ダイヤパレスパークコート新潟201
債務者　矢島　　正
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第３６９号
岡山市南区妹尾865番地１　ねね宅
債務者　木村　清美
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９５号
岡山県高梁市落合町近似428番地
債務者　宮本　弘枝
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０７号
岡山市北区石関町１―16　片山アトリエ美術研究所、住民票上の住所岡山市東区西大寺２丁目22番17号
債務者　有道　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１４８号
東京都大田区東蒲田１丁目９―５
債務者　佐野　勝美
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２６２号
東京都練馬区豊玉北２丁目４―11―906
債務者　富永　俊昭
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２６３号
東京都練馬区豊玉北２丁目４―11―906
債務者　吉田　美香
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２７６号
東京都渋谷区本町６丁目１―９―202
債務者　細田　正浩
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０３０１号
神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台43―41―202
債務者　外崎　一将
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０３０４号
千葉県千葉市中央区登戸１丁目18―25―501
債務者　武田　典行
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０３０８号
東京都杉並区荻窪２丁目４―27―211
債務者　原　　直也
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部